

地域雇用対策の実態に関する国際比較研究

[研究メンバー]

主査	笹島芳雄	明治学院大学助教授
	白木三秀	聖泉短期大学講師
	高田一夫	千葉商科大学助教授
	川村博子	雇用職業総合研究所研究員

[報告書目次]

第 1 章	研究の背景、目的、方法及び要約
第 2 章	アメリカの地域雇用政策
第 3 章	イギリスの地域雇用政策
第 4 章	フランスの地域雇用政策
第 5 章	西ドイツの地域雇用政策
第 6 章	フィンランドの地域雇用政策
第 7 章	むすび

[内容要旨]

我が国においては、1985 年秋以降の急速な円高が契機となって経済の構造調整が迫られるなかで、構造不況にある重厚長大企業を抱えた企業城下町を中心として、地域雇用問題が深刻化し、その対策が重要さを増しており、地域雇用対策についての様々な工夫が求められている状況にある。1988 年に入って、日本経済の景気回復が進むと共に、構造調整問題の深刻度が薄れた感があるが、地域雇用問題はそうした全般的な景気回復にもかかわらず、必ずしも十分な改善をみえない。今後の我が国の地域雇用対策を考えていく上で主要各国のそれは大いに参考となると思われる。

しかし、各国の地域雇用政策に関する資料の収集にはかなりの困難があるため、第 1 段階のアプローチとして、1982 年に OECD が発足させた ILE (Initiative Local d' Emploi) と呼ばれる新しい研究プロジェクトにこれまで蓄積された情報をベースとして、主要各国の ILE 政策の内容、問題点、効果などについて検討することとした。

1 アメリカ

1960 年代まで TVA 以外にみるべき地域政策はなかったが、その後多くの法律が作られ、雇用面では労働力開発・訓練法、総合雇用・訓練法(CETA)、職業訓練共同事業法(JTPA)が制定

され、地域の役割の強化が図られた。投資援助政策でも地域開発法が公共事業及び経済開発法をへてレーガン政権では地方分権的な政策の強化が図られた。

直接的雇用創出政策としては、1971年に緊急雇用法が制定され、公共部門での雇用創出に対する助成が始まり、運営は州、市等に委ねられた。この考えはCETAに受け継がれ、拡大されたが、レーガン政権の下で廃止された。

2 イギリス

従来から高失業地域に対して、雇用創出のための財政援助が実施されてきたが、第1次石油危機以後、余剰人員の雇用維持を目的として、新たに臨時雇用補助金制度が創設され、対象地域は当初の開発地域から全国に拡大された。このほか産業基盤強化策や雇用促進政策が実施された。1978年から、臨時雇用補助金制度に代わって短時間就業補償制度が、また成人雇用補助金制度が実施された。このほか、高齢者早期退職制度、自営業開業援助手当、作業分割制度、若年者雇用計画などが実施された。近年の地域雇用政策としては1978年に長期失業者に対する特別臨時雇用事業が実施され、その後、地域就労事業、更には新地域雇用促進事業計画として発展拡大されている。

3 フランス

第2次石油危機以降の主な地域雇用政策として、産業適応基金、国土整備補助金、産業再編指定地域での転職同意者の賃金低下の場合の補助を定めた制度、等がある。また、最近における中央政府の雇用促進政策には、次のものがある；(1)雇用創出に関して、地域の資源を生かした或いは中小企業の近代化などによる地域雇用開発への援助、若年失業者に雇用機会を提供した場合の補助、継続的雇用創出を伴う地域開発への援助など、(2)構造不況業種からの離職者の職業転換施策。

4 西ドイツ

西ドイツは連邦制のため、行政制度は、連邦、州、郡、市町村に分かれ、地域経済開発は主に郡または郡相当の市によって行われている。1969年に「地域経済構造改善共同作業法」が成立し、連邦政府と州政府とが協力する制度上の仕組みが整い、地域開発に関する官民の協力関係については商工会議所、地方政府設立の商業開発公社、金融機関が重要な役割を演じている。地域開発を狙いとした政府の投資手当制度、投資補助金制度、ヨーロッパ共同体の地域開発基金がある。投資手当制度、投資補助金制度は、いずれも雇用促進の観点を含んでいる。

5 フィンランド

1963年にフィンランド政府は、地域雇用政策のための特別委員会を組織し、開発地域の指定、職業訓練などの援助に関する答申を行い、それに基づき、地域開発のための融資や課税軽減に

関する法律などを制定し、1971年には開発地域での投資に対しての融資を目的とする地域開発基金が創設された。1973年には、不熟練者雇用促進助成金制度が実施され、1975年の法律改正により、開発地域以外の地域も援助の対象となった。